

## 2019年7月号 財務諸表論 つぶ問

### 3問目

【問題】 次の文章を読んで、各問に答えなさい。字数の指定は無いこととするが、極力簡潔に述べること。

[文章]

株式会社 X 社では、株式交換によって同業他社の Y 社を完全子会社化し、その事業規模を拡大することとした。そこで X 社の経理担当者は、当該株式交換の会計処理について相談するため、同社の M&A アドバイザーである A 氏に株式交換関連資料を提示した上で、「本件株式交換の会計処理について、弊社ではどのように進めて参ればよろしいでしょうか?」と相談した。

すると、A 氏は一通り資料に目を通した上で、次の〔株式交換における交換比率と交付株式数の算定〕を示しながら、「ところで御社の発行済み株式総数は、株式交換によってどのように推移されましたでしょうか?それによって、本件株式交換について、御社が実施されるべき会計処理方法は異なります。」と答えた。

〔株式交換における交換比率と交付株式数の算定〕

株式の交換比率は、当社および Y 社の株式交換日における株式市場価値（以下、株価）を基礎として算定している。株式交換日における当社の株価 1,000 円に対して、Y 社の株価は 5,000 円であったことから、Y 社株式 1 株に対して当社の株式 5 株を交付した。

その結果、Y 社の発行済み株式総数 2,000 株と交換に、当社の株式 10,000 株を Y 社株主に交付した。

(問 1) A 氏の発言にある下線部に対して、仮に株式交換直前の X 社の発行済み株式総数が 40,000 株であった場合、株式交換について、個別財務諸表上および連結財務諸表上で、それぞれ X 社が行うべき会計処理について説明しなさい。なお、解答に際しては取得原価の計算過程を明らかにすることとし、自己株式については一切考慮しなくてよいものとする（以下、同様）。

(問 2) 仮に株式交換直前の X 社の発行済み株式総数が 2,500 株であった場合、(問 1) と同様のことを答えなさい。

### 【解答】

(問 1) X 社の株式交換直前の発行済み株式総数が 40,000 株であった場合、株式交換後の X 社に対する、旧 Y 社株主の持株比率は 20%となる。すなわち、本件株式交換は X 社による取得となる。そこで、X 社の個別財務諸表においては、X 社株価 1,000 円×交付株数 10,000 株より、10,000,000 円を子会社株式の取得原価として計上し、同額を資本金等として処理する。また、X 社の連結財務諸表作成にあたって資本連結を行い、取得原価と Y 社の資本（資産および負債の時価評価差額を含む）との差額をのれんまたは負ののれん発生益として処理することとなる。(参考：238 字)

(問 2) X 社の株式交換直前の発行済み株式総数が 2,500 株であった場合、株式交換後の X 社に対する、旧 Y 社株主の持株比率は 80%となる。すなわち、本件株式交換は Y 社による逆取得となる。そこで、X 社の個別財務諸表においては、株式交換直前の Y 社の適正な帳簿価額による株主資本の額をもって子会社株式を計上し、同額を資本金等として処理する。他方、X 社の連結財務諸表作成においては、Y 社を取得企業とした連結修正を行う必要がある。その際、X 社の株主が株式交換後の X 社に対して有する議決権比率（20%）と同じだけの議決権を保有するのに必要な数の Y 社株式を、Y 社が発行したとみなして交付株式数を算定し、これに Y 社の株価を乗じて取得原価を計算する。したがって、Y 社による X 社の取得原価は、Y 社株価 5,000 円×みなし交付株式数 500 株より、2,500,000 円となる。この取得原価と X 社の時価評価後の資本との資本連結を行うことで、のれんまたは負ののれん発生益の金額を求める。ただし、連結財務諸表上の資本金等については、X 社の計上額を用いなければならないため、修正に際しては資本剰余金を用いることとなる。(参考：467 字)

### 【解説】

株式交換を題材に、取得と逆取得の判定を問う問題です。出題の趣旨は、取得か逆取得かについての適切な判定ができるかという点にありますので、その後の処理の説明については、取得原価の計算過程が明示されていればよいでしょう。

(問 1) 取得か逆取得かは、株式交換後の X 社に対して、**従来の X 社株主と従来の Y 社の株主とが、どの程度の議決権比率を有することとなるか**によって判定されます。X 社が株式交換前に 40,000 株を発行していたのであれば、旧 Y 社株主の株式交換後の X 社に対する議決権比率は、次のように計算されます。

$$\text{旧 Y 社株主の議決権比率} : 10,000 \text{ 株} \div (40,000 \text{ 株} + 10,000 \text{ 株}) = 0.2$$

そこで、このケースの株式交換は、**X 社による Y 社の「取得」**であると判定されますので、あとはパーチェス法による処理について説明すればよいということになります。

(問 2) X 社が株式交換前に 2,500 株を発行していた場合、旧 Y 社株主の株式交換後の X 社に対する議決権比率は、次のように計算されます。

$$\text{旧 Y 社株主の議決権比率} : 10,000 \text{ 株} \div (2,500 \text{ 株} + 10,000 \text{ 株}) = 0.8$$

これによって、このケースの株式交換は、**Y 社による X 社の「逆取得」**であると判定されます。解答にもあるように、逆取得では、X 社の個別財務諸表上ではなく、**連結財務諸表上でパーチェス法が適用**されます。その際、取得原価は「**実際の議決権比率と同じになるように、Y 社が株式を発行する**」という状況を仮定して計算します。株式交換前の Y 社の発行済み株式総数は 2,000 株とあり、Y 社による株式発行後にこれが全体の 80% となればよいわけですから、Y 社によるみなし交付株式数は、 $2,000 \text{ 株} \div 0.8 \times 0.2 = 500 \text{ 株}$ と計算できます。

逆取得における連結財務諸表上の修正仕訳の流れについては、本誌 7 月号財務諸表論 (p.92) をご確認ください。